

河南町建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、河南町が発注する建設工事の請負契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者をもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式のうち、簡易型（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（簡易型）により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 予定価格が河南町建設工事請負業者選定要綱（平成22年河南町告示第2号）別表1に掲げるB等級以上の発注基準額である工事のうち、入札者の施工能力、工事成績、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- （2） その他町長が必要と認める工事

（入札手続）

第3条 総合評価落札方式（簡易型）により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、河南町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成20年河南町告示第6号。以下「入札要綱」という。）によるものとする。

- 2 前項の規定による入札要綱の適用については、同要綱第10条中「入札（開札）日の午前中に河南局から」を「河南局から」と、同要綱第14条第2項中「最低の価格で入札した者が2者以上の場合は、令第167条の9の規定により」を「評価値の最も高い者が2者以上あるときは」と、同条第8項中「低い価格で入札した者」を「高い評価値の者」と、同要綱様式第2号から第4号中「事後審査型条件付一般競争入札」を「総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札」と読み替えるものとし、同要綱第4条第2項、第9条第1項第3号、第14条第1項及び第5号は、適用しないものとする。

(河南町総合評価審査委員会)

第4条 総合評価落札方式（簡易型）による契約手続のうち、技術的な審査を行うため、河南町総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員は、次の職にある者とする。

- (1) 政策総務部長
- (2) まち創造部長
- (3) 地域整備課長
- (4) 都市環境課長
- (5) 契約検査室長
- (6) 当該工事を所管する課の長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、政策総務部長をもって充てる。

5 委員長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員を招集すること
- (2) 委員会の会務を掌理し、委員会の議事を運営すること
- (3) 委員会を代表すること
- (4) 委員会の審査及び結果を町長に報告すること

6 副委員長は、まち創造部長をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

8 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

9 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

11 委員長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させることができる。

12 緊急等やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合は、前4項の規定にかかわらず、委員長は、文書を用いて委員に議事を回議すること（以下「書類の回議」という。）によって議事を決することができる。

13 書類の回議の議事に関する委員の意思表示は、回議に用いる文書への押印をもって表し、議事の決定は第10項を準用するものとする。

14 委員会の庶務は、契約検査室において処理する。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 落札者決定基準に関すること
- (2) 施工計画及び企業の施工能力等（以下「技術提案」という。）の採否、審査及び評価に関すること
- (3) その他総合評価落札方式（簡易型）の調査に関すること

(学識経験者の意見聴取)

第6条 町長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(学識経験者)

第7条 前条に定める学識経験者は、対象工事毎に当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

- 2 学識経験者の任期は、原則として対象工事の落札者を決定するまでの期間とする。
- 3 学識経験者の氏名は公表する。ただし、対象工事において、入札及び契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合はこの限りでない。
- 4 学識経験者は、前条の規定により意見を求められたときは、中立かつ公正な立場から助言しなければならない。
- 5 学識経験者は、意見聴取を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(入札の公告)

第8条 町長は、総合評価落札方式（簡易型）で発注しようとする場合は、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（簡易型）の実施工事であること
- (2) 総合評価落札方式（簡易型）に関する提出書類
- (3) 総合評価落札方式（簡易型）に係る落札者決定基準

(技術提案書)

第9条 入札参加希望者は、「総合評価落札方式(簡易型)一般競争入札参加資格確認申請書」(様式第1号)及び技術提案を記載した書類(以下「技術提案書」という。)を所定の期間内に公告で定めた方法により提出しなければならない。この場合、技術提案書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

2 前項の規定により提出された技術提案書の変更は、認めないものとする。

(ヒアリング)

第10条 委員会は、技術提案書のうち品質、性能、機能、技術等(以下「品質等」という。)に関する内容に不明な点がある場合は、提出者に対してヒアリングを行うことができるものとする。

(入札参加希望者に対する不採用の通知)

第11条 町長は、委員会での審査結果を受けて、技術提案を採用しないこととしたときは、その旨を当該入札参加希望者に通知するものとする。

(技術提案の不採用に対する説明)

第12条 前条により通知を受けた者は、町長に対し通知の日を含む3日以内(河南町の休日を定める条例(平成元年河南町条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を含まない。)に説明を求めることができるものとする。この場合においては、説明を求めることを記した書面を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(総合評価の方法)

第13条 価格及び品質等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る品質等の各評価項目の得点の合計(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

(落札者の決定方法)

第14条 落札者の決定については、次の各号のすべての要件に該当する有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者(低入札価格調査の失格基準を設けている場合にあっては、その失格基準価格以上の価格で入札した者に限る。)を落札候補

者とし、落札候補者について必要な書類の提出を求め、あらためて入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した者が落札候補者となった場合における落札者は、低入札価格調査により契約内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係わる品質等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること

2 前項の場合において、第6条第2項の規定により、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとした場合は、学識経験者の意見聴取後、落札者を決定するものとする。

3 低入札価格調査制度を採用した入札で、落札候補者がした入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を失格とし、入札した他の者のうち評価値の最も高い者又は次順位者を落札候補者とする。

(技術提案の履行の確保)

第15条 落札者は、提示した技術提案については、そのすべてを施工計画書に記載し、履行を確保するものとする。

2 町長は、工事の監督・検査にあたり、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。

(評価結果の公表)

第16条 町長は、入札書の到着期限到来後、開札の前に入札参加者の技術評価点を公表するものとする。ただし、対象工事において、入札及び契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合はこの限りでない。

2 この要綱に基づき入札者から提出された技術提案書は、公表しないものとする。

(評価結果に対する疑義の照会)

第17条 入札者は、前条により公表された日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義の照会をすることができる。

2 前項による疑義の照会があった場合は、委員会において審議し、その結果を遅滞なく回答するものとする。

(評価内容の担保)

第18条 町長は、技術提案書の虚偽記載等あきらかに悪質な行為があると認められる場合は、契約の解除及び入札参加停止措置を講じることができるものとする。

2 技術提案書に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式（簡易型）の試行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、第4条第2項第5号の改正は平成21年4月1日から適用する。(平成22年3月1日告示第21号)

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成22年4月1日から適用し、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年8月1日から適用する。(平成22年9月3日告示第88号)

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月7日から適用する。(平成23年4月19日告示第45号)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。